

令和7年6月30日

福島市長 木 幡 浩

福島市条例第 25 号

福島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

別表第3の11の項中

消防本部又は消防署に勤務する職員が、次に掲げる業務に従事したとき。	
1 水火災その他の災害の現場作業	1 勤務において出勤があった場合 1 勤務 400円
2 消防自動車、救急自動車等の運転	正機関員月額 ・大型免許所持者2,900円 ・普通免許所持者2,300円
3 消防法（昭和23年法律第186号）に基づく救急業務	出勤1回 150円

を

消防本部又は消防署に勤務する職員が、次に掲げる業務に従事したとき。	
1 水火災その他の災害の現場作業（第4号及び第5号に掲げるものを除く。）	1 勤務において出勤があつた場合 1 勤務 400円
2 消防自動車、救急自動車等の運転	正機関員月額 ・大型免許所持者2,900円 ・普通免許所持者2,300円
3 消防法（昭和23年法律第186号）に基づく救急業務（次号及び第5号に掲げるものを除く。）	出動1回 150円
4 消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第1項の規定による相互の応援に基づく災害派遣業務（大規模な災害として市長が定める災害に係るものに限る。）	日額 1,080円。ただし、著しく危険な区域として市長が定める区域において従事した場合は2,160円とする。
5 消防組織法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として従事する災害派遣業務	

に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年2月26日から適用する。
(特殊勤務手当の内払)
- 2 この条例による改正後の福島市職員の給与に関する条例（以下「改正後給与条例」という。）の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の福島市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後給与条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。